

公益財団法人静岡県グリーンバンク四季を彩る里山景観づくり事業実施要綱

第1条 趣旨

- (1)公益財団法人静岡県グリーンバンクは、四季を彩る里山景観づくり事業実施に係る事務手続きを、この要綱に定めるものとする。
- (2)補助対象事業費は、継続する保育事業に係る経費とする。

第2条 定義

この要綱において「四季を彩る里山景観づくり事業」とは、主要道路・観光施設等の公共的な場所に隣接する荒廃人工林や放置竹林を広葉樹林に転換して、地域住民はもとより当該、道路や施設等の不特定多数の利用者へ花や緑による四季を彩る景観を形成・提供する緑化工事を行う事業を言う。なお原則として「森の力再生事業」の対象となる場所は除く。

第3条 対象事業者

事業実施しようとする市、町、観光協会、静岡県森林組合連合会、同会員組合、静岡県木材協同組合連合会組合員、静岡県森林環境整備協会会員及び静岡県造園緑化協会会員などとし、緑化や森林整備の実績と技術力のある事業者とする。

第4条 支援の内容

(1)補助対象事業費

- ア 事業実施に必要な調査、測量、事業設計に要する経費。
- イ 景観調整の伐採作業、竹林伐採作業、植栽作業に要する経費。
- ウ 保育作業及び獣害対策に要する経費。
- エ その他、理事長が特に認める事業経費。
- オ 補助対象条件及び補助対象経費の詳細は別表のとおり。

(2)補助率及び補助金額

補助対象事業費の2分の1とし、50万円から500万円を限度とする。ただし次年度以降の保育事業は補助対象事業費の10分の10とし、補助金額の下限を設けない。

第5条 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書 (様式第1号)
- イ 事業計画書 (様式第2号)
- ウ 収支予算書 (様式第3号)
- エ 資金状況調べ (様式第4号)
- オ 標準地調査簿(様式9号)

- 力 土地所有者の同意書（様式第10号）
- キ 同意書(市町長)（様式第11号）
- ク 補助対象経費の明細、施工箇所位置図、整備計画図(伐採、植栽)、実施設計書、森林施業図、現況写真

(2) 提出期限

別に定める日までとする。

第6条 交付の決定

理事長は、交付の申請があったときは、当該申請が事業の趣旨に沿うものであるか等について審査し、交付することが適当であると認めるときは、交付を決定し、実施事業者に通知するものとする。

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 施工場所の変更

(イ) 補助金額の変更

(ウ) 各工種の事業量の20パーセントを超える変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを実績報告の日から5年間保管しておくこと。

第8条 変更の承認申請

補助事業の実施にあたり、前条第1項第1号及び第2号の規定による変更をしようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ 変更設計書、整備計画図(伐採、植栽)、森林施業図及び現況写真

(2) 提出期限

変更事項発生後、遅滞なく。

第9条 実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を理事長あて提出するものとする。

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第6号)
- イ 事業実績書 (様式第2号)
- ウ 収支決算書 (様式第7号)
- エ 事業の完了が確認できる図書及び写真

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

第10条 交付額の確定

理事長は、実績報告があったときは、必要に応じて現地完成確認調査等の審査を行い、当該報告の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、実施事業者に通知するものとする。

第11条 請求書の提出

事業実施者は、当該補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8号による請求書を理事長に提出するものとする。

第12条 概算払請求書の提出

事業実施者は、概算払いにより支払いを受けようとする場合は様式第8号による概算払請求書を理事長に提出しなければならない。

2 概算払いの額は補助金額の70%以内とする。

第13条 決定の取消

理事長は、当該補助金の他の用途への使用又は交付の決定の内容若しくは交付の条件への違反があったときには、当該補助金の前部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条の規定による確定の日以降についても適用があるものとする。

3 第1項の規定による取消しをした場合において、理事長は、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

1 補助対象条件

- (1) 実施施業地は、概ね 1,000 m²以上とする。
- (2) 道路沿い等の線的な実施箇所は、幅が概ね 20m 以上とする。
- (3) 間伐における伐採率は、40%から 70%とし地理、地位、林齢、方位、傾斜等を勘案して決定する。また、帯状伐採も可能とするが、樹高の 2 倍程度の幅を限度とし、土地所有者の同意の範囲とする。
- (4) 伐採木の搬出は、必要最小限可能とするが、搬出木の処理については、所有者と事業実施者との協議により決定する。
- (5) 景観改善の効果を早期発現させるため、植栽樹木の樹高は 3m までを可能とする。
- (6) 四季を彩る緑溢れる良好な景観形成に寄与するため、必要に応じて芝生施工を可能とする。
- (7) 保育作業は、新規施工後 3 年間に限って補助対象とする。

2 補助対象経費

事業の種別	経費の費目	費目の内訳	備考
四季を彩る里山景観づくり	計画調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業図閲覧 ・土地所有者からの同意書及び打合せ ・標準地調査（外業、内業）、測量 ・実施設計書作成費 	積算は、静岡県森の力再生事業標準単価表を参考。
	景観調整伐採費	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林、雑木林伐採 ・準備費、安全費、賃借費 ・選木費、伐採費、枝払い費、玉切費、小寄せ費、搬出費、丸太柵工 	積算は、静岡県森の力再生事業標準単価表を参考。
	竹林伐採費	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林皆伐、集積 ・伐採竹破砕 ・伐採竹破砕チップ散布 	積算は、静岡県森の力再生事業標準単価表を参考。
	植栽費	<ul style="list-style-type: none"> ・苗木代、芝生代、肥料代、土壌改良材 ・植栽費、支柱設置 ・獣害対策費 ・グリーンバンク施工案内看板設置 	
	保育費	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈り費 ・補植費 ・獣害対策費、薬剤散布費 ・その他、特に必要と認めるもの 	静岡県営林設計基準を参考。